

**京都きもの友禅友の会の契約約款〈会則〉
を充分お読みいただいた上お申込下さい。**

入会者は、本契約約款〈会則〉を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「株式会社京都きもの友禅友の会」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面（ハガキ、封書）を発行した時から生じます。

京都きもの友禅友の会の契約約款〈会則〉

株式会社京都きもの友禅友の会

第1条 名称等

本会の名称は京都きもの友禅友の会と称します。
本会は、東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号所在の株式会社京都きもの友禅友の会が運営いたします。

第2条 目的

本会は、京都きもの友禅をご愛顧くださる会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- (1) 会員はボーナス等の特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加できます。
- (2) 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金をお払い込みの会員に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収書の発行

- (1) 本会へ入会ご希望のお客様は所定の入会申込書をご記入いただき、本会が入会を認めたとときに入会及び契約成立とします。
- (2) 契約成立とともに下表に記載されている内容に基づきお積立いただきます。
なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース	積立金総額	毎月の積立金	積立の期間及び回数	払込方法	払込期限
A	72,000円	3,000円	24ヶ月 24回	預金口座 振替	毎月 27日
B	120,000円	5,000円	24ヶ月 24回		
C	240,000円	10,000円	24ヶ月 24回		
D	36,000円	3,000円	12ヶ月 12回		
E	60,000円	5,000円	12ヶ月 12回		
F	120,000円	10,000円	12ヶ月 12回		
G	240,000円	20,000円	12ヶ月 12回		
H	480,000円	20,000円	24ヶ月 24回		

- (3) 払込方法は預金口座振替とし、通帳収帳をもって領収書とかえさせていただきます。
- (4) 銀行（金融機関）等への預金と異なり、お払い込みされた積立金には、利息は発生いたしません。

第5条 会員証

- (1) 契約成立とともに会員となられた方には会員証をお渡します。会員証は、このカード1枚で会員証及び商品等とお引換えできるお買物カードとしてご利用できます。
会員証の発行は1契約につき1枚です。満期後、改めて入会して頂く継続入会の際も、新たな会員証が発行されます。
解約の際及びお買物カードの残高が0円になった場合は、会員証をご返却ください。
なお、お渡しした会員証は他人への譲渡はできません。また、商品等にお引換するまで盗難、紛失等には充分ご注意のうえ大切に保管して下さい。
- (2) 会員証の盗難、紛失、破損の場合には速やかに本会及び所轄の警察署へお申し出下さい。所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。その場合、再発行手数料は無料といたします。また、旧会員証は無効とします。

第6条 本人確認

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明する物（運転免許証・健康保険証・パスポート等）の提示を求めることがあります。

第7条 住所変更等の届出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等について変更があった場合は、速やかに本会まで届け出て下さい。

この届け出が無い場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。

また、上記変更について本会に届け出が無い場合には、お買物カードとしてのご利用等所定の手続きができない場合がありますのでご注意下さい。

第8条 積立金完納とお買物カードとしてのご利用等

- (1) 積立金の完納は、第4条の表に記載する毎月の積立金を積立期間の最終月まで毎月継続して契約金額に至るまで払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。

満期時において所定の満期金額に満たなかった場合は、満期に相当する金額に達した時点を通期とします。尚、満期のご案内は郵送にてお知らせいたします。

(a) 新規入会のお客様が満期を迎えた場合

(i) Aコースの場合

積立総額 72,000円にボーナス7,200円を加えた
合計79,200円相当のお買物額

(ii) Bコースの場合

積立総額120,000円にボーナス12,000円を加えた
合計132,000円相当のお買物額

(iii) Cコースの場合

積立総額240,000円にボーナス24,000円を加えた
合計264,000円相当のお買物額

(iv) Dコースの場合

積立総額36,000円にボーナス3,600円を加えた
合計39,600円相当のお買物額

(v) Eコースの場合

積立総額 60,000円にボーナス6,000円を加えた
合計66,000円相当のお買物額

(vi) Fコースの場合

積立総額120,000円にボーナス12,000円を加えた
合計132,000円相当のお買物額

(vii) Gコースの場合

積立総額240,000円にボーナス24,000円を加えた
合計264,000円相当のお買物額

(viii) Hコースの場合

積立総額480,000円にボーナス48,000円を加えた
合計528,000円相当のお買物額

- (2) 積立途中であっても積立済み額に10%のボーナスを加算した金額をお買物カードとしてご利用いただけます。

この場合、ご利用いただいた月を最終払込とし、次回以降の積立は終了いたします。

- (3) 尚、満期後、改めて入会して頂くことを継続入会と言います。継続入会のお客様が、満期後お買物カードとしてご利用できる金額は下記の通りです。

積立途中でご利用のお客様が改めて入会した場合は新規入会扱いとなります。

(b) 満期後、継続入会のお客様が満期を迎えた場合

(i) Aコースの場合

積立総額 72,000円にボーナス8,640円を加えた
合計80,640円相当のお買物額

(ii) Bコースの場合

積立総額120,000円にボーナス14,400円を加えた
合計134,400円相当のお買物額

(iii) Cコースの場合

積立総額240,000円にボーナス28,800円を加えた
合計268,800円相当のお買物額

- (7) Dコースの場合
積立総額 36,000円にボーナス4,320円を加えた
合計40,320円相当のお買物額
- (7) Eコースの場合
積立総額 60,000円にボーナス7,200円を加えた
合計67,200円相当のお買物額
- (8) Fコースの場合
積立総額120,000円にボーナス14,400円を加えた
合計134,400円相当のお買物額
- (9) Gコースの場合
積立総額240,000円にボーナス28,800円を加えた
合計268,800円相当のお買物額
- (7) Hコースの場合
積立総額480,000円にボーナス57,600円を加えた
合計537,600円相当のお買物額
- (4) お買物カードとしてのご利用には、特に手続きは不要です。積立金完納及び満期後1ヶ月以内の一定日以後にご利用可能となります。このお買物カードとしてのご利用はご本人に限ります。

第9条 商品引換え等

お買物カードをご提示いただければ、京都市の友禅株式会社における取扱商品のうち、お買物カードのお買物可能金額から商品等をお引換になられた残高の範囲内で商品等とお引換えいたします。但し、仕立代・加工代のみでのご利用、レンタル利用料、式場紹介料、その他特に指定するものは除かせていただきます。詳細については窓口にお問い合わせ下さい。

お買物カードのお買物可能残額はお買上のレシートに記載されるほか、友の会窓口にお問い合わせいただくか、各店舗でも確認できます。

第10条 個人情報の利用等

- (1) 本会は、本約款に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報（入会の際に届いただいた氏名、住所、電話番号、契約コース名、前受金残高、お買物カードの利用状況等に関する情報、これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。）を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- (2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した京都市の友禅関連グループ各社は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3) 会員は本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
- (4) 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社「お客様相談窓口」までお願いします。
- 〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1
個人情報に関する「お客様相談窓口」
TEL 0120-013-541

第11条 解約等

- (1) この契約は、会員の申出により、解約することができます。
- (イ) 積立途中及び満期の場合には、既にお払い込みの積立金に相当する額の現金を本会から受領することができます。
- (ロ) 中途利用及び満期になりお買物カードでお買物をさ

れた方の場合には、既にお払い込みの積立金の額からそれまでに商品等にお引換えされたボーナス部分を含むお買物額を差し引いた額に相当する現金を本会から受領することができます。（従って、ボーナス部分を享受できなくなります。）

- (2) 積立金のお払い込みについて、本会の定める期間（払い込み期日より1ヶ月）を超えて遅滞されたため本会から20日以上相当の期間を定めて、そのお払い込みを書面にて催告したにも拘らず、その期間内にお払い込みが無かった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。また、この場合には、会員側の事由による解約として上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として入会の友の会窓口にて行います。その際には会員証とご印鑑が必要となります。

第12条 解約に伴う積立金の精算

(1) 会員が前条(1)及び(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約の申出の日又は(2)の催告期間の終了の日から45日以内（この項において「解約精算期間」といいます）に行わせていただきます。なお、既にお払い込みの積立金の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求が無い場合には消滅するものとします。

- (2) 会員が前条(3)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの積立金の額及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていないお買物カードの額及びその額からボーナス相当分を除いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの積立金及び契約金額に相当する商品等にお引換えされていないお買物カードの合計額の1/2に相当する額について、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託により前受金保全措置を講じています。

営業保証金及び前受業務保証金
東京法務局
東京都千代田区九段南1-1-15

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせ下さい。

- (2) 本会が倒産、破産等により前条(2)の支払いが不能となった場合は、会員は既にお払い込みの積立金又は商品等にお引換えされていないお買物カードの残額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。

北海道、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

第15条 友の会に関する相談窓口

本会に関するお問い合わせ、ご苦情等は、ご入会された下記の窓口にて承ります。

札幌店	札幌市中央区北4条西5-1 TEL 011-210-9191
盛岡店	盛岡市盛岡駅前北通1-10 TEL 019-605-9191
仙台店	仙台市青葉区中央3-1-22 TEL 022-263-9191
郡山店	郡山市中町12-2 TEL 024-991-9191
宇都宮店	宇都宮市馬場通4-1-1 TEL 028-600-4141
高崎店	高崎市栄町3-23 TEL 027-310-6161
水戸店	水戸市宮町1-2-4 TEL 029-232-9991
越谷店	越谷市弥生町17-1 TEL 048-969-1919
大宮店	さいたま市大宮区桜木町1-9-4 TEL 048-643-9191
川越店	川越市脇田本町1-2 TEL 049-220-9191
所沢店	所沢市日吉町15-14 TEL 04-2929-5858
千葉店	千葉市中央区富士見2-3-1 TEL 043-227-9191
船橋店	船橋市本町5-4-2 TEL 047-426-9191
松戸店	松戸市松戸1307-1 TEL 047-703-6161
柏店	柏市柏1-2-38 TEL 04-7163-9991
銀座店	東京都中央区銀座1-8-19 TEL 03-3538-9262
東京本館	東京都中央区日本橋小伝馬町21-1 TEL 03-3666-9191
池袋店	東京都豊島区東池袋3-1-3 TEL 03-5951-9191
新宿店	東京都新宿区西新宿1-6-1 TEL 03-5320-9191
渋谷店	東京都渋谷区渋谷1-15-21 TEL 03-5774-9191
町田店	町田市原町田4-9-8 TEL 042-723-9191
八王子店	八王子市明神町3-20-6 TEL 042-644-9191
立川店	立川市曙町2-36-2 TEL 042-526-9191
横浜店	横浜市神奈川区金港町1-10 TEL 045-450-8989
横浜みなとみらい店	横浜市西区みなとみらい2-3-1 TEL 045-224-5866
川崎店	川崎市川崎区駅前本町26-4 TEL 044-233-9191

厚木店	厚木市中町3-11-20 TEL 046-223-6161
長野店	長野市南千歳町826 TEL 026-267-7171
新潟店	新潟市中央区万代4-4-27 TEL 025-248-9991
富山店	富山市牛島新町5-5 TEL 076-439-9191
金沢店	金沢市彦三町2-1-45 TEL 076-233-9191
静岡店	静岡市葵区御幸町11-30 TEL 054-254-9191
浜松店	浜松市中区鍛冶町140 TEL 053-458-9191
沼津店	沼津市大手町1-1-6 TEL 055-954-3355
岡崎店	岡崎市上明大寺町2-1 TEL 0564-87-9191
名古屋店	名古屋市中区栄2-1-1 TEL 052-221-9991
岐阜店	岐阜市吉野町6-6 TEL 058-263-9991
四日市店	四日市市安島1-2-25 TEL 059-350-3991
京都店	京都市下京区東塩小路町717-2 TEL 075-341-9191
梅田店	大阪市北区芝田1-1-4 TEL 06-6377-9910
なんば店	大阪市中央区難波2-2-3 TEL 06-6214-9191
神戸店	神戸市中央区雲井通7-1-1 TEL 078-291-9191
姫路店	姫路市白銀町24 TEL 079-289-9991
岡山店	岡山市北区下石井1-1-3 TEL 086-233-9191
広島店	広島市中区鞆町13-11 TEL 082-224-6161
高松店	高松市寿町2-3-11 TEL 087-811-1919
松山店	松山市千舟町5-5-3 TEL 089-915-9191
天神店	福岡市中央区天神1-11-17 TEL 092-715-9191
小倉店	北九州市小倉北区浅野2-14-1 TEL 093-512-9991
久留米店	久留米市天神町6 TEL 0942-36-9191
長崎店	長崎市銅座町4-1 TEL 095-818-9191
熊本店	熊本市中央区花畑町1-7 TEL 096-211-9991
鹿児島店	鹿児島市山之口町12-14 TEL 099-223-9911
京都きもの友禅事務所	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 TEL 03-3639-9191

許可番号、経済産業大臣許可、友第3038号
この契約約款は、平成29年1月3日から適用します。